

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (排水の規制基準)</p> <p>第42条 条例第45条第1項の規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。</p> <p>附 則 (平成24年11月21日規則第86号抄) 改正 平成27年5月22日規則第48号 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 1,4-ジオキサンについての改正後の規則第42条に規定する排水の規制基準に関する規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置された事業所(施行日前から設置の工事がされているものを含む。)にあっては、平成24年11月25日から適用する。</p> <p>3 改正後の別表第11による1,4-ジオキサンに係る規制基準については、附則別表の中欄に掲げる業種に属する場合に限り、<b>平成33年5月24日</b>までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。</p> <p>4 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。 (条例第46条第5項に規定する規則で定める日)</p> <p>5 この規則により新たに特定有害物質となった物質に係る川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第46条第5項に規定する規則で定める日は、施行日とする。ただし、同条第2項の規定は、施行日前に設置されている施設(施行日前から設置の工事がされて</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (排水の規制基準)</p> <p>第42条 条例第45条第1項の規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。</p> <p>附 則 (平成24年11月21日規則第86号抄) 改正 平成27年5月22日規則第48号 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 1,4-ジオキサンについての改正後の規則第42条に規定する排水の規制基準に関する規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置された事業所(施行日前から設置の工事がされているものを含む。)にあっては、平成24年11月25日から適用する。</p> <p>3 改正後の別表第11による1,4-ジオキサンに係る規制基準については、附則別表の中欄に掲げる業種に属する場合に限り、<b>平成30年5月24日</b>までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。</p> <p>4 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。 (条例第46条第5項に規定する規則で定める日)</p> <p>5 この規則により新たに特定有害物質となった物質に係る川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第46条第5項に規定する規則で定める日は、施行日とする。ただし、同条第2項の規定は、施行日前に設置されている施設(施行日前から設置の工事がされて</p>

改正後			改正前																		
<p>いるものを含む。)については、当分の間、適用しない。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水指定物質の種類</th> <th>業種</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,4-ジオキサン</td> <td>エチレンオキサイド製 造業</td> <td>1 リットルにつき <u>3ミ</u> <u>リグラム</u></td> </tr> <tr> <td>エチレングリコール製 造業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種にも属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第28号に定めるところによるものとする。</p>			排水指定物質の種類	業種	許容限度	1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製 造業	1 リットルにつき <u>3ミ</u> <u>リグラム</u>	エチレングリコール製 造業		<p>いるものを含む。)については、当分の間、適用しない。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水指定物質の種類</th> <th>業種</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,4-ジオキサン</td> <td>エチレンオキサイド製 造業</td> <td>1 リットルにつき <u>6ミ</u> <u>リグラム</u></td> </tr> <tr> <td>エチレングリコール製 造業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種にも属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第28号に定めるところによるものとする。</p>			排水指定物質の種類	業種	許容限度	1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製 造業	1 リットルにつき <u>6ミ</u> <u>リグラム</u>	エチレングリコール製 造業	
排水指定物質の種類	業種	許容限度																			
1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製 造業	1 リットルにつき <u>3ミ</u> <u>リグラム</u>																			
	エチレングリコール製 造業																				
排水指定物質の種類	業種	許容限度																			
1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製 造業	1 リットルにつき <u>6ミ</u> <u>リグラム</u>																			
	エチレングリコール製 造業																				